

平成18年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成18年12月20日（水）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第71号 瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
- 日程第3 議案第89号 平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第4 議案第90号 平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第91号 平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第92号 市道路線の認定及び廃止について
- 日程第7 議案第72号 岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置について
- 日程第8 議案第74号 西濃環境整備組合理約の変更について
- 日程第9 議案第75号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更について
- 日程第10 議案第84号 瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第87号 平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第88号 平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第73号 岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更について
- 日程第14 議案第76号 もとす広域連合理約の変更について
- 日程第15 議案第77号 本巣消防事務組合理約の変更について
- 日程第16 議案第78号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第17 議案第79号 瑞穂市副市長の定数を定める条例の制定について
- 日程第18 議案第80号 瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第81号 瑞穂市監査委員条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第82号 瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第83号 瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第85号 瑞穂市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第86号 平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第24 議員堀孝正君に対する懲罰の件
- 日程第25 発議第7号 法テラスの更なる体制整備・充実を求める意見書について

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	安藤由庸	2番	篠田徹
3番	若園五朗	4番	浅野楔雄
5番	小川勝範	6番	藤橋礼治
7番	熊谷祐子	8番	堀孝正
9番	山田隆義	10番	広瀬時男
11番	小寺徹	12番	松野藤四郎
13番	山本訓男	14番	桜木ゆう子
15番	星川睦枝	16番	棚瀬悦宏
17番	土屋勝義	18番	澤井幸一
19番	西岡一成	20番	広瀬捨男

本日の会議に欠席した議員（なし）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	松野幸信	助役	福野寿英
収入役	河合和義	教育長	今井恭博
市長公室長	広瀬幸四郎	総務部長	関谷巖
市民部長	青木輝夫	都市整備部長	水野年彦
調整監	中島隆二	水道部長	松尾治幸
教育次長	福野正		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	豊田正利	書記	広瀬照泰
書記	棚瀬敦夫		

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は20人であり、定足数に達しています。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第 1 諸般の報告

議長（藤橋礼治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

お手元に配りしましたとおり、12月19日、山本訓男君から、発議第 7 号法テラスの更なる体制整備・充実を求める意見書が提出され、受理しましたので報告をいたします。この意見書については、後ほど議題にしたいと思います。

また、議会運営委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。これも後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 2 議案第71号から日程第 6 議案第92号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第 2、議案第71号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についてから日程第 6、議案第92号市道路線の認定及び廃止についてまでを一括議題とします。

これらについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設委員長 浅野楔雄君。

産業建設常任委員長（浅野楔雄君） おはようございます。

ただいま一括議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

産業建設常任委員会は、12月12日午後 1 時30分より巢南庁舎 3 の 2 会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部から市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

各議案ごとに要点を絞って御報告申し上げます。

議案第71号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、昨年 9 月に締結した日本下水道事業団との協定金額を 1,000

万円減額するものであります。変更理由について質疑があり、工事請負差金で減額が生じたとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

議案第89号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）については、歳出は、人件費の減額、排水設備改造助成金の増額、歳入は、消費税還付金の増額及び一般会計繰入金を減額し、歳入歳出それぞれ4億5,619万5,000円とするもので、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

議案第90号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入で人件費を減額し、歳出で一般会計繰入金を減額するものです。人件費の削減及び業務のアウトソーシングによる費用対効果について質疑があり、現在は、みずほ公共サービス株式会社から派遣された社員が事務の一部を処理しているが、当初の予定どおり進んでおり、効果も出ている状況であるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

議案第91号平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的支出において人件費を減額するものであります。先ほどの議案と同様、アウトソーシングを導入し、人件費を削減することについての質疑がありました。下水道事業会計、コミュニティ・プラント会計、水道事業会計は相互に関係するため、同様に人件費削減を計画したもののとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

議案第92号市道路線の認定及び廃止については、大月地区土地基盤整備事業、道路改良工事、宅地開発に伴う道路の寄附採納などにより28路線を認定し、10路線を廃止するものであります。

市道路線の認定に当たって、道路の幅員の状況や消火栓など附帯設備に対する行政指導の状況について質疑があり、答弁では、関係担当課とその都度物件ごとに連絡をとり、行政指導をしているとのことでありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。平成18年12月20日、産業建設常任委員会委員長 浅野楔雄。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第71号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号の採決をします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第71号瑞穂市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、委員長報告のとおり可決をされました。

これより、議案第89号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第89号平成18年度瑞穂市下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これより、議案第90号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第90号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第90号平成18年度瑞穂市下水道（コミュニティ・プラント）事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決をされました。

これより、議案第91号平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第91号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第91号平成18年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第92号市道路線の認定及び廃止についての委員長報告に対する質疑を行います。

す。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第92号市道路線の認定及び廃止については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第72号から日程第12 議案第88号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第7、議案第72号岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてから日程第12、議案第88号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長 安藤由庸君。

厚生常任委員長（安藤由庸君） ただいま一括議題となりました6議案について、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

厚生常任委員会は、12月13日午前9時30分から議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部から市長及び所管の部長、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告をいたします。

初めに、議案第72号岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についてを審査いたしました。後期高齢者医療制度などの補足説明を受けた後、質疑に移りました。その一部を報告します。

平成20年4月に創設される後期高齢者医療制度によって、75歳以上の高齢者が支払う保険料はどれくらいになるのかとの質疑に対し、この議案により設置される広域連合が定めることなので明言はできないが、徴収方式に関しては、国の指針によると均等割と所得割の2方式となる予定であるとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

次に、議案第74号西濃環境整備組合規約の変更について及び議案第75号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更についてを審査しました。

これら2議案については、質疑、討論なく、採決の結果、両議案とも全会一致で原案どおり可決しました。

議案第84号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、質疑がありましたので、その一部を報告します。

住民基本台帳法の施行に関する事務のうち、他の自治体では職員が住民票交付手数料などを数百万円も着服する事件が報道された。瑞穂市の市民保険課ではどれくらいの収入金額があり、収入方法は適切かとの質疑がありました。執行部の答弁では、収入金額は日によって差があるが、1日につき大体5万円から10万円である。また、窓口で収入した公金は、レジでの集計と申請書の集計を毎日突合し、当日は市民保険課の金庫で保管するが、翌朝すぐに会計課を通じて銀行に入金しているとの答弁でした。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

議案第87号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第88号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の2議案については、報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、いずれも全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による厚生常任委員会の委員長報告を終わります。平成18年12月20日、厚生常任委員会委員長 安藤由庸。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第72号岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

ただいまの委員長報告の中に、負担はどれくらいになるのかという委員会の中でのやりとりがあり、わからないという執行部の返事だったということが報告されました。しかし、例えば厚生労働省とか、そのほかの資料で、大体どれくらいの収入のある世帯ではこれくらいというのは出ているのではないのでしょうか。再度、そのような負担額についての説明が、その後、も

しわかっければ説明を求めたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 安藤由庸君。

厚生常任委員長（安藤由庸君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

先ほど委員長報告として報告したとおりでありまして、その後にも資料は示されておりません。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

私は、後期高齢者医療制度の設置の議案に対して反対の立場で討論いたします。

いろいろありますが、私なりにまとめまして、3点取り上げたいと思います。

一つは、執行部の説明不足です。総括質疑のときには説明がないというふうに申し上げましたが、今の段階で不足であると申し上げます。まず全協における議案の説明会で何の資料も示されなかったこと、したがって、説明も、後期高齢者医療制度に関する説明がなかったこと。その後、委員会を傍聴いたしました。その中でも、それから終了後も、全議員に資料のみ配付されましたが、その説明というのを議員全員は受けていないわけですから、説明不足は免れないと思います。

2点目に、この制度の仕組みからいって広域でやられるわけですが、広域議会の構成員などを見ますと、広域議会の議会としての役割がきちんと果たされるのかどうか大変疑問ですので、この点からも反対をしたいと思います。

3点目に、説明不足の細部に入りますが、負担額がきちんと示されていないことです。住民にとりましては、それで自分が生活費の中から幾ら支払うのか、支払わなければならないのかということが、最大の関心重要事になると思います。私が調べました限りにおきましては、厚労省が例示してしまっていて、全国平均では月額6,200円になる。これは、厚生年金の受給者、月額208万円、つまり月額17万円もらっている人を平均とした場合に月額6,200円です。75歳以上の方ですから、大変高いと言えらると思います。また、国民年金の基礎年金しか受けていない方、これは年間79万円といいますが、月額6万5,000円しか年金がない方でも月額900円が課せられるという大変厳しいものです。また、広域において、医療費の負担が上がれば、即加入

者の負担も上がるという仕組みになっています。

以上、執行部の説明不足である点、仕組みからも問題点があるのではないかという点、それから負担額、75歳以上の後期高齢者については、払えない人は即命に直結するような冷たい制度であると思いますので、反対いたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

今、熊谷議員から反対討論があったんですけども、後期高齢者の保険制度、そして前期高齢者保険制度、国の施策によりまして平成20年4月からスタートするわけですけども、今の日本人の年齢構造、あるいは男子の平均年齢79歳、あるいは女子が83歳という、非常にどんどん高齢化率が高くなっていく中で、医療費も、かかる人の年度を分けて、ある程度その負担をしていこうという制度でございまして、今回、後期高齢者の75歳以上を老人保健から切り離すことによって、全体でどのくらいの額が医療費で使われるか。そして、それに伴って、どれだけ国が補助できるか、県が補助できるか、市が補助できるかということで、年齢構造によって負担額を調整していこうということですので、国の施策でも消費税を上げるという受益者負担を前提と考えている施策の中で、保険制度も年齢を上げてある程度内容をチェックすることとございまして、全国的な動きの中で、岐阜県でも、山間部であれば高齢者の医療費がかかっていない、あるいは市街地に来ると高齢者の負担率が高いということで、それを個々の市町の医療費の負担額、あるいは医療費の調整を全部プールしながら、全国一律にすることによって医療費の全体的な見直しができる制度でございまして、75歳以上の方の負担が多くなることについての考え方についてはすべて国の施策の中でありまして、ない人から取ることはできないと思います。それは今後国の施策で見えてくると思います。

そして、執行部の説明不足ということですが、私は議員という立場で、今全国的な施策の中で、事務的な手続ですべて調整しておることとございまして、ある程度、20年4月までの1年ちょっとの間にすべてデータを整理しながら、これからやっていくということで、組織の面、データの面、あるいは人事の面、すべて今後検討する事項でございまして、ある程度近づけば、ある程度の金額、負担率等も、国の施策、県の負担率、市町の負担率、受益者の負担率が出てくると思います。まだこの時点で資料が出ないで不満ということじゃなくて、これから出てきますので、じっくり見るべきだと私は考えています。

もとす広域におきましても、今後順次、ある程度この制度が固まってくる段階で資料が出てくるし、説明があると思いますので、すぐ反対反対というのは私は疑問だと思います。

広域制度につきましては、今後、市町がある程度決めていくこととございまして、それを集

合的に広域で検討されることでございますので、あくまでも瑞穂市の議会としての内容について、後期高齢者の賛成討論をさせていただきました。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議席番号11番、日本共産党の小寺でございます。

議案第72号岐阜県後期高齢者医療広域連合設置について、反対の立場で討論を行います。

私は、後期高齢者医療制度そのものについて反対でございます。その理由は、75歳以上の高齢者だけの独立した保険組合を創設し、すべての後期高齢者から、介護保険と同様に年金から保険料を天引きするという方向になります。保険料を負担しなければならないという高齢者への生活の圧迫になるというのが第1点であります。

さらにまた、後期高齢者医療制度によると、診療報酬も別立てにし、後期高齢者の心身の特性にふさわしい診療報酬体系をつくとされております。このように別立ての診療報酬をつくるということは診療報酬を引き下げるという方向になり、高齢者の診療を適正に診療できなくなる。病院の経営にも大きな影響が出てくる。そうなれば、高齢者が病院から追い出されてしまう、そういうことになる懸念が出てくると思います。そういう点で、この制度に対して反対でございます。

また、今回提案されました岐阜県後期高齢者医療広域連合組合は、県を単位とする広域連合となっております。しかし、もともと広域連合というのは、介護保険やごみ処理、汚水処理、また消防など、広域的に処理することが適当な事務と判断した場合、複数の市町村が協働して行うものでありまして、1994年の地方自治法改正によってこの制度が導入をされました。ですから、本来広域的な広域連合は市町村から自発的に発議しつくるものでありまして、そこには脱退をする権限もあります。しかし、今回の提案では、岐阜県後期高齢者組合連合会には法律によって市町村が加入の義務づけをされておると。脱退もできない、こういうことになっていきますので、本来の地方自治に反するものでないかと私は考えます。

さらにもう一つ、この第7条では議員の定数が定められておりますが、49議員の定数中、市町村議員が7人の割り当てということで、非常に少なく、住民の声が届かない状況になってしまふということもございます。

そんな状況でございますので、以上の点で、私はこの提案には反対でございます。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第72号岐阜県後期高齢者医療広域連合の設置については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第74号西濃環境整備組合理約の変更についての委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第74号西濃環境整備組合理約の変更については、委員長の報告のとおり可決をされました。

これより、議案第75号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第75号岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第84号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第84号瑞穂市手数料条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第87号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 11番 小寺です。

国民健康保険特別会計の補正予算につきまして、反対の立場で討論をいたします。

私は、国民健康保険税が高いと。もっと値下げすべきだということで当初予算にも反対をしてきました。値下げをする場合には、国保の基金も活用して値下げをできるのではないかといいことも主張してまいりました。今回の補正予算の説明書21ページには基金積立金が計上され、その基金積立金を54万9,000円値上げすると。値上げをして、増額分は1億8,719万8,000円とするととなっております。こう基金を積み立てなくて、値下げするなり、もっと給付をよくするなり、そういうことを考えるべきではないかと私は思います。

先日も、住民の方と国保の問題で話をしておりまして、このようにしたらどうだという意見もございましたので、この機会に発言をして、御検討をお願いしたいと思います。

退職者医療制度というのがございまして、もと会社に勤めて、他の健康保険組合に入ってみえて、退職されて、国保に加入された方はその組合に入ります。しかし、退職者保険者自身は、給付について、いろいろ改悪されてきて何の特典もございません。しかし、国民健康保険組合については、財政的にはもとの保険組合から一定の、名前はわかりません。助成金というんですか、お金が入ってくるということで、保険担当者も退職者にぜひ退職者保険に入ってほしい、切りかえてほしいということで説明をされております。そういう点で、本人には何も利益はないんだけど、健康保険組合には財政的に有利になるという仕組みになっておりますので、例えば退職者組合のそういう制度に加入された方については、何らかの粗品くらいは出してもいいんじゃないかという意見がございました。それもそうだなあということを感じて、このぐらいのお金があればそういうこともできるなということも感じましたし、どういうものでこのぐらいの規模かということは今後検討をしていただければよろしいが、そういうこともあるということで、ひとつそういう方向にも活用するということも含めて、基本的にはもっと国民健康保険税を値下げするということが検討していただきたいという立場から反対を表明しておきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

国民健康保険の値上げと、値下げせよという一連の話を説明されたんですが、国保については各市町で料金の設定をしておるわけですが、いろいろと共済がある中で、今、国民の関係の共済組合の方の保険についても別にありますので、国保だけ市の方から負担を入れて値下げをするということは全体的なバランスが崩れるということで、瑞穂市においても、国の施

策の中で、国保の保険とか、あるいは公務員の共済組合等の別の保険も今あるわけでございます、国の施策として、それを一本化して、国保税という税を見直してやっていく施策もございます。あえて国保だけに市のお金をほうり込んで、公務員だけの共済組合の保険に市はお金を出さないということで、そういう施策になっていますので、国の方では共済組合も国民健康保険もすべて一つのプールの中へ入れて全部お金も管理し、手数料も管理するという施策でございますので、国保だけに市の財政を投入することは、瑞穂市の市民においてもいろいろな保険を使っていますので、今後国の施策に合わせた医療制度を見直していくということだと思います。

また、後期高齢者医療についても、今後、20年4月において、資産割とか均等割とかすべてそこでもう一回見直すということですので、今、そういう施策の中で、あと1年ちょっとの間に執行部としては、いろいろその施策について考えていくと思いますので、今回提案している補正については賛成討論とさせていただきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 11番 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ただいま起立しましたけれども、間違いでございますので、態度を表明させていただきます。どうも御迷惑をかけました。

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第87号平成18年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長の報告のとおり可決をされました。

これより、議案第88号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第88号平成18年度瑞穂市老人保健事業特別会計補正予算（第2号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合により、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時35分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13 議案第73号から日程第23 議案第86号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第13、議案第73号岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更についてから日程第23、議案第86号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 澤井幸一君。

総務常任委員長（澤井幸一君） ただいま一括議題となりました11議案について、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告をします。

総務常任委員会は、12月14日午前9時30分から議員会議室で開会をしました。

全委員が出席し、執行部から市長、助役、収入役及び所管の部長、課長の出席を求め、各議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

議案番号順に要点を絞って報告いたします。

議案第73号は岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更についてですが、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、規約の変更をすることについて議会の議決を求めるもので、質疑、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第76号もとす広域連合規約の変更については、地方自治法の一部を改正する法律の公布

に伴う規約の変更とあわせて現行規約の見直しをすることについて議会の議決を求める議案ですが、追加される公平委員会に関する規定について、これまでの公平委員会の実態について質疑がありました。これまでも公平委員会の規定はあり、事務もしていたが、今回は規定の表現を具体的に明記した。これまでに公平委員会に対しての申し立てはなかったとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第77号本巢消防事務組合理約の変更については、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う規約の変更及び本巢市の消防団の統一に伴う条文の整備等を行うことについて議会の議決を求める議案です。

報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決をいたしました。

議案第78号、第79号、第80号、第81号は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係部分の改正を行うものであります。

今回の改正で、助役は副市長に改められ、定数を1名と定めること、収入役制度は廃止され、会計管理者を置くものとされたこと、現在の市吏員・市職員の区分がなくなり、市職員に統一されたこと、監査委員の定数が原則2名に確定されたことなどの補足説明がありました。

いずれの議案も質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決をいたしました。

議案第82号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例については、行政手続法の一部を改正する法律の施行に伴い、市条例の関係部分の改正を行うもので、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

議案第83号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、国家公務員の休憩、休息時間の規定が見直され、改正されたことに伴い、市条例を改正するもので、内容は、休息時間を廃止するものと補足説明がありました。

これについて、条例で休息を廃止しても、実際には必要なのではないかとの質疑があり、トイレへ行ったりする時間や集中力の維持のため適宜の休息などは必要だが、一定の時間を定めた規定は廃止するとの答弁がありました。

また、他市の現状について質疑があり、県内21市のうち、休息を廃止した市は現在までに9市で、残りの市についてもこれから廃止する意向との答弁がありました。

また、適宜の休息とはどういうことかとの質疑には、持ち場で上司の目の届く範囲でリフレッシュすること、また住民サービスがあるので、休息時間は決められないとの答弁がありました。

この後、討論に移り、2人の委員から、日本は労働者を大事にしない風潮がある。今回の改正は、国の流れや市民の理解を得るためとの理由だが、瑞穂市は職員が休息をしっかりととり、今まで以上に仕事に邁進するような姿勢を打ち出すべきとの反対討論がありました。

また、2人の委員から、公務員も民間的思考になってきた。休息も民間と同じような考えになってきた。また、実際には適切な休息を認めており、条例も実社会に即したものとなるとの賛成討論がありました。

採決の結果、可否同数となり、委員長裁決において、原案のとおり可決しました。

議案第85号瑞穂市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、市条例の改正を行う議案ですが、漢字で表記されている障害の「害」を、より優しいまちづくりの観点から平仮名にできないかとの質疑がありました。法律では漢字を使っており、法律に即して条例を規定し、運用しているので、法律の用語に合わせておきたいとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、裁決の結果、全会一致で原案どおり可決いたしました。

議案第86号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）についての審査では、河川改修事業に係る下犀川橋整備の進捗状況について質疑がありました。これは、県が主になっている事業で、現状は土地買収のめどが付き、これから橋梁の工事にかかると聞いているとの答弁がありました。

また、人事異動により水道部で減員となった人件費の減額分は、異動先の一般会計で増額されているのかとの質疑では、人事異動により必要となった人件費は9月に補正した。今回の人件費の補正は、精査をして、年度末までに必要とする分の増額と不用分の減額であるとの答弁がありました。

また、水道部の人件費の減額は、アウトソーシングによって減員できたためだが、水道部で人件費の減額があっても、異動先では増額されており、市全体の会計として人件費は変わっていない。さらに、アウトソーシングの費用がふえており、経費削減になっていないのではないかと質疑では、確かに現時点では大きな削減はないが、職員の質の向上、また今後ふえていく退職者による職員数の減少など、先を見据えた定員管理を考えて行っており、長いスパンの中では効果があらわれてくる。また、現に人件費では時間外手当が減っているとの答弁がありました。

これら質疑の後、討論なく、採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決しました。

以上で、会議規則第39条の規定による総務常任委員会の委員長報告を終わります。平成18年12月20日、総務常任委員会委員長 澤井幸一。

議長（藤橋礼治君） これより、議案第73号岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第73号岐阜地域広域市町村圏協議会規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第76号もとす広域連合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第76号もとす広域連合規約の変更については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第77号本巣消防事務組合規約の変更についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第77号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第77号本巢消防事務組合規約の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第78号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第78号地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第79号瑞穂市副市長の定数を定める条例の制定についての委員長報告に対す

る質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第79号瑞穂市副市長の定数を定める条例の制定については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第80号瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第80号瑞穂市表彰条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第81号瑞穂市監査委員条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第81号瑞穂市監査委員条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第82号瑞穂市行政手続条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第82号瑞穂市行政手続条例の一部を改

正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第83号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第83号瑞穂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、委員長の報告のとおり可決されました。

これより、議案第85号瑞穂市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、議案第85号瑞穂市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例及び瑞穂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第86号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、議案第86号平成18年度瑞穂市一般会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議事の都合によりしばらく休憩します。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時14分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第24 議員堀孝正君に対する懲罰の件（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） 日程第24、議員堀孝正君に対する懲罰の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、堀孝正君の退場を求めます。

〔8番 堀孝正君 退場〕

議長（藤橋礼治君） 本件については、懲罰特別委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

懲罰特別委員長 小寺徹君。

懲罰特別委員長（小寺 徹君） ただいま議題となりました議員堀孝正君に対する懲罰の件に

ついて、懲罰特別委員会の審査の経過及び結果について報告します。

懲罰特別委員会は、12月18日午後1時から議員第2会議室で、全委員が出席し開会しました。要点を絞って報告をします。

委員会の前に協議会を開き、堀孝正君の発言について、一般質問として、会派「改革」の代表質問での発言内容や、17日の会議における弁明の言葉等も全委員が何度も確認を行い、また懲罰の事由や懲罰の種類についても参考資料により勉強会を行いました。

委員会での審査の対象は、不穏当な2カ所の発言についてであります。

地方自治法第134条では、普通地方公共団体の議会は、この法律、並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができると規定しています。また、地方自治法第132条では、無礼の言葉を使用し、また他人の私生活にわたる言論をしてはならないと規定されています。また、本市議会規則によれば、第145条に議員は議会の品位を重んじなければならないと規定されています。堀孝正君の発言が、前述した地方自治法や会議規則等に抵触するのか、また一般社会における差別語、不快用語について、文献等ではどのような取り扱いになっているのか、発言の部分に対する口調により受け取る感情はどうか審査のポイントとなりました。

まず、堀孝正君の発言が懲罰事犯であるかどうかを審査いたしました。

これについての意見では、不穏当な2カ所の発言は議会全体を指しており、また懲罰事例の高裁判例には、「いわゆる無礼の言葉とは、議員が会議に付議された事項について、自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員、その他関係者の正常の感情を反発する言葉を行い」とあります。これと照らし合わせても、無礼の言葉に当たるとして懲罰の対象になるとの意見がありました。

その後、懲罰処分の種類及び内容について審査をしました。

これについての意見では、堀孝正君は既に議場で弁明しており、懲罰処分の種類としては、その種類のうち最も軽いものとされる公開の議場における戒告が適当ではないかとの意見がありました。

その後、懲罰事犯であるとして、懲罰の種類及び内容を公開の議場における戒告とすることについて、討論を行いました。

委員長より討論があるため、副委員長と交代をしました。討論では、堀孝正君は、不穏当な発言について、発言の取り消しを求めている。このことは、反省の意を込めて取り消されたもので、懲罰には当たらないとの反対の討論がありました。賛成討論では、発言は無礼の言葉に当たるもので、公開の議場における戒告が適当であるとの発言がありました。

採決の結果、賛成多数で堀孝正君の発言が懲罰事犯であるとして、懲罰処分の種類及び内容は公開の議場における戒告と決定しました。なお、本委員会で起草し、決定した戒告文はお手

元に配付のとおりでございます。

最後に、本委員会では、発言する際、言辞に十分な注意を払い、不適切、不穏当な発言をしないように全委員で合意されましたので、つけ加えさせていただきます。

以上、会議規則第39条の規定による懲罰特別委員会の委員長報告を終わらせていただきます。平成18年12月20日、懲罰特別委員会委員長 小寺徹。以上でございます。

議長（藤橋礼治君） これより、議員堀孝正君に対する懲罰の件の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいま委員長報告をお聞きしたんでありますけれども、動議に対する質疑の中でも申し上げましたとおり、やはり差別というものは、差別する側の人、差別をしているという意識を自覚して、それをなくすように努力をしていかない限り、その人の差別意識はなくならないと思うんですね。そしてまた、同じような意味において、社会からもなくならないというふうに思うんです。

特に今回の問題につきましては、私は、差別用語というものそのものをとらえて、実際的には政治的な攻撃をするということの方が色彩的に大きかったんじゃないかというふうに思うんです。といいますのは、提案者に対する質問でも申し上げましたけれども、———ということがどういう意味で、あるいはそれがなぜ差別なのか。あるいは———という問題についても同じであります。ですから、———、あるいは———ということがなぜ差別なのか。そのことについて、いろいろ詳細に検討をされたということでもありますから、具体的に明らかにしていただきたいと思えます。

といいますのは、私自身も、皆さんも御存じのとおり難聴がどんどん進んでおります。両方の耳、難聴が進んでおります。非常に日常生活にも事を欠き、愛知医科大学にもずうっと通って、治療を受けておりますけれども、残念ながら耳というものを心臓を取りかえるほど簡単な神経ではないということでもって、もう来る必要はありませんということでも追いつかれております。つまりなすすべがない状態でどんどんどんどん悪くなっているのが現状なんです。目も、私は両眼、低眼圧性の緑内障であります。高眼圧性の緑内障ではありません。眼圧が高ければ下げて、その失明を時間的におくらせることができます。しかし、私の場合は低眼圧性の緑内障ということで、両眼の視野がどんどんどんどん欠損をいたしております。ただ、両眼作用で欠損している部分を補う部分がありますので、まだ何とか見えていますけれども、順番にそういうふうに進んでいるわけです。つまり自分自身もそういう障害者になっていきつつあります。しかし、そのときに、———、———と言われても、逆に言われる自分自身が、そのこ

後刻取り消し発言あり

とに対する、今度は差別されているという意識というものも非常に逆に弱い部分があります。つまり、冒頭申し上げたとおり、それが何で差別なのかということの説明をお聞きしたいというのが、まさに表裏一体の関係としてありますので、私自身もこれから先、どれだけ目がもつて、耳がもつかわかりませんが、そういう意味で、本当に自分自身の問題として受けとめていかなければならないという意味で、ぜひお聞きをしておきたいと思います。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 懲罰特別委員長 小寺徹君。

懲罰特別委員長（小寺 徹君） ただいま西岡議員から、今回の不穏当な発言について、差別の扱い、なぜ差別なのかどうかと。どう懲罰委員会ではその辺を判断したのかという質問であったと思います。

懲罰委員会での大きな論議で判断した材料は、先ほども報告しました札幌高裁の判決の事例を参考にし、いわゆる無礼な言葉とは、議員が会議に付された事項についての自己の意見や批判の発表に必要な限度を超え、議員、その他関係者の正常な感情に反発する言葉を言いとなっておりますので、そう感じたかどうかということ、各委員の感じを出していただきまして、感じたという方が多かったというのが委員会の討論の状況です。

さらに、差別用語につきましては、参考文献として、記者ハンドブック、財団法人共同通信社が出しております中で、差別用語、不快用語の一覧がずうっとありまして、身体障害者に関する不適切な表現という中にも該当の言葉があるということで、ひとつそれも参考になって判断をしたということでございます。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） ただいま委員長より御答弁をいただきましたけれども、私が一番思っておりますのは、札幌高裁の判例も大事でしょう。それから、共同通信社の身体障害者に対する不適切な表現のハンドブックも大事でしょう。しかし問題は、そこに書かれておることに対する差別意識が問題だと思うんですよね。差別意識があるかないか、そのことを自分が感じていなければ、逆にここに判決があるよ、あるいはハンドブックにこう書かれておるよということを理解するだけでは、それでしゃべっちゃいけないとストップさせられるだけでは、自分の心の中に、やっぱり言葉には発しないけれども、心の中で、相手を見たときに——とか——とかとっておるとすれば、全然意識の問題として差別意識について変化がない。ただ、それを社会的に禁止されているから言わないという傾向の方がもし強くなるとすれば、それだけでは本当の差別をなくすことにはならないだろうと思うんです。ですから、そこら辺のところをやっぱり一番重視して、社会的な意識をなくしていく。社会的意識としてどうなのかとい

後刻取り消し発言あり

うことをお互いに考えていかないと、私自身がそういう状況になったときにも、その言葉自体について、差別されておる意識がないという、意識としてあるとすれば、そのこと自体も自分自身も考えていかなければならない問題でありますので、そういう意味で、あまり委員長を個人的に責めるとかいうつもりは毛頭ございません。ただ、そういうことについて、お互いに考えて日々努力をしていかなければ、やっぱり我々は自分たちがしていなくても、相手を傷つけることはお互いに日常茶飯事としてあるわけですから、そういう意味で気をつけたいと思います。だからといって、これが結論的に懲罰に値すると。弁明ということで、中身は陳謝をおるわけですから、私の見解としては、動議を取り下げるということでもよかったんじゃないかというふうに思っておりますので、あえて委員長の答弁を求めるわけではありませんが、そういうことです。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 議席番号7番 熊谷祐子です。

ただいまの懲罰特別委員会の委員長報告に対する質疑をいたします。

まず1点ですが、委員会構成を教えてください。

2点目、12月18日の中日新聞によれば、このようにあります。「一般質問後、澤井幸一氏（新政会）が堀孝正氏（改革）に対し、16日の会派代表質問で二度にわたって不適切な差別用語を使い、議会の品位を汚したとして懲罰を求める動議を提出。堀氏が、差別をしたことはないが、不穏当な発言であればおわびし、削除をお願いしたい。真摯に受けとめ、今後差別のない社会のために努力すると弁明したが、議員5人でつくる懲罰特別委員会への審議の付託が賛成多数で決定した。堀氏が所属する会派は、16日、再選を目指して出馬を表明した松野幸信市長の行政手腕を不服として、対抗馬を擁立する意向を表明していた。これを受けた議員間のさや当てが火花を散らせて表面化した格好だ」と報道されております。

つまり、私は、———とか———という言葉は差別に当たるということは認識しております。私自身、発言した後、反省した経過もあり、認識しております。となれば、今、西岡議員が言われましたように、議員会の学習等により、やはりこれは議員、議会として適当ではないので、今後そのような発言はみんなで慎もうという学習会の方向に行かないで、今、新聞記事にありましたような意図で懲罰の方向に向かったのではないかと思われまますので、この点に関しまして、委員会でのどのように話し合われたか、委員長の見解も含めて、お答えいただきたいと思います。これは、私はさきの議会で質疑で発言もしておりますので、多分話し合われていると思います。以上です。

議長（藤橋礼治君） 懲罰特別委員長 小寺徹君。

後刻取り消し発言あり

懲罰特別委員長（小寺 徹君） 懲罰特別委員会は、この件を懲罰するということが議決され、懲罰特別委員会を構成するということが決まりました。そして、その委員会構成をどうするかということを議会で諮り、メンバーも決めたわけでございます。改革の皆さんはそのときに退席をされたということで御存じないと思い、報告をいたします。

委員には、澤井議員、棚瀬議員、浅野議員、若園議員、小寺の5人でございます。その中で、互選により私が委員長、副委員長には浅野議員という構成で決まりました。

18日の中日新聞の内容については、私は読んでおりますけれども、委員会で審議の対象にはしませんでした。その評価も何も特別委員会としては出ないということでございます。資料も出しませんでしたし、審査の対象にもしませんでした。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 7番 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 私は、今、新聞を取り上げましたけれど、わかりやすいと思って取り上げました。特別委員会を設置するというときの質疑ではまだ新聞記事はなかったわけですし、その時点で、例えば全協などで学習会をすべきではないかということをお願いしてあります。ですから、この新聞記事について議論したかどうかではなく、もともと懲罰という形ではなく、議員による全協などでの学習会で議員同士が学び合い、今後の議場での発言について了解し合うのが適当ではないかと。もうその時点で申し上げましたので、なお、そこまでさかのぼって、そのことに限定して御説明ください。

議長（藤橋礼治君） 懲罰特別委員長 小寺徹君。

懲罰特別委員長（小寺 徹君） 懲罰特別委員会というのは初めての事例でございますので、どのような審議をするかということが非常に重要であります。そういう点で、委員長報告で申しましたように委員会前に協議会を開きまして、それに関係する文書、資料を事務局と一緒に整理し、このような資料をそろえ、その協議会では重要な部分を読み合わせし、頭に入れて、そういう中で堀議員の発言もテープ起こしをした原稿と生の録音テープを聞いて、その場の雰囲気も思い出しながら、それが該当する事案かどうかということで検討をしたということでございます。

議会の中ですから、周りの新聞や何かのことに影響されることなく、自分たちが議員の責任として、そういう勉強をした中身を精査し、判断をするというのがルールだと思います。

私、委員長としては、委員長としてのいろいろな個人の意見はありますけれども、まとめた意見を委員長報告としてさせていただいておるということでございます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 熊谷祐子君。

7番（熊谷祐子君） 委員長の御見解を確認したいと思います。今の発言の前のときに申し上

げましたように、新聞記事はわかりやすいために、まとめてありましたので取り上げただけです。そのもとの本質的な問題からいきまして、つまり私がお聞きしたいことは、この差別用語の発言に関して、堀議員の懲罰特別委員会をつくったことが、純粹に差別用語に関する問題だったのか、それとも前日、反市長の候補を立てるという堀議員の発言による政治的な意図がまじっているものか、それが委員会で議論されなかったことはわかりましたので、委員長の御見解を確認したいと思います。どちらでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 懲罰特別委員長 小寺徹君。

懲罰特別委員長（小寺 徹君） 懲罰特別委員会に与えられた任務は、その事犯が懲罰に事犯するかどうか。事犯すれば、それはどういう刑に値するかということを審議する場であり、それに基づいてやっていくと。政治的な背景どうのこうのということはその場では討論しない方がいいし、しなかったというつもりで私は運営をしてきました。以上です。

議長（藤橋礼治君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 19番 西岡一成君。

19番（西岡一成君） 私は、原案に反対の立場で討論を行いたいと思います。

動議に対する質疑、さらにはただいまの質疑等々で申し上げてまいりましたので、重複する部分はなるべく避けたいと思いますけれども、やはり堀議員が差別用語を使ったことは事実であり、そして、その事実を堀議員自身が認め、かつまた反省の意を本会議場で表明をされた。にもかかわらず、懲罰動議を取り下げず、懲罰委員会を設置して今回の処分となったわけでありましてけれども、結論的に言えば、やはり差別発言というものを言葉だけの問題に矮小化しているのではないかと。そして、それを大義名分にして堀議員を個人的に政治的に攻撃をしているのではないかと、そういうふうな受けとめざるを得ないというふうな思っております。それはなぜかということ、動議に対する質疑においても、どういう発言をしたんですかということをお聞きしました。それはどういう意味において差別なんですか、こういうことも繰り返しお聞きをしました。そして大事なことは、繰り返しますけれども、差別をしたと言われる人にその差別意識がないならば、そのことが問題であって、それが差別意識であるというふうを感じるためにどうしていくのかということが一番基本的な問題である、こういうふうな思っています。

そういうことからいえば、やはり今回のこの懲罰動議というものは、本人が弁明をして、発言を取り下げて、この本会議場で満場一致でそれを認めたにもかかわらず、それを後からまた懲罰委員会にかけて戒告をするというふうな流れは、あえてそれを乗り越える問題ではなくて、もっと教育的な効果を発揮するような手段、方法というものを、我々はこういう問題を契機にして、今後とも考えていくということの方が生産的ではなかったかというふうに思っております。私自身も、この発言があったということ踏まえて、しからば、自分自身の中にあるさまざまな差別意識というものをもう一回自分と向き合ってみるという時間的な余裕も率直に申し上げてありませんでした。そのまま今日を迎えております。ですから、そういう性急なやり方というものが、私は本当に差別をなくすことにつながるのかどうか、大変疑問を持っております。

そして、女性差別を含めて、部落差別、朝鮮人差別を含めて、差別に対する闘いは、それらの人の権力と、そして社会的意識に対しての苦闘の歴史であります。そのことに我々が思いをいたすならば、もっともっとその差別という問題についてもっと深く考えていかなければならぬ問題であるというふうに思っております。単なる形式的な、政治的な、どちらにしても、どの立場にしても政治的な問題でそういう差別用語を取り扱う問題ではないというふうに思います。

もちろんそんなことは取り扱っていないと言うに決まっていますよ。そんなことを言うに決まっているけれども、そのことを含めた上でも、なおかつ、やはり我々自身の問題としてそのことをぜひ考えていきたい。自分自身の日常生活の中にある、うちなる差別というものを問い直して、それと向き合っていくという我々自身の真摯な態度こそが求められているというふうに思いますので、そういうことを申し上げて、今回の懲罰委員会、そしてそれに伴う戒告処分については反対ということを表示しておきたいと思っております。以上であります。

議長（藤橋礼治君） 次に、賛成者の発言を許します。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 3番、翔の会、若園五朗です。

今、今回の懲罰委員会への反対討論がございましたが、私は今度は賛成の立場で討論させていただきます。

懲罰事犯の中には、議会の規律と品位を保持するため、議会の自立権としての懲罰権の発動の対象となる法規の規定に違反する議員の行為のことを言うということで、たまたま今回、堀議員の一般質問のテーブル起こしの中に、「議会は何々でございまして」というふうな、いろいろ議会の議員としての品位、そしてもう一つ、後半に出てきます「議会に何々をせよ」といった言葉自体、本来、私はこう考えて、どうなんやならいいんですけども、「議会」という言

葉を使っていることは、20人全員がこう思っているよということについて、すごく私の気持ち、皆さんの気持ちが、一般質問の中に個人の意見もすべて集約したことについての問題点が私はあると思います。

そうした中で、お互いに皆さん立派な方ですので、特定議員を中傷することはない。みんな格好よく執行部も執行してもらわなあかんし、議員ももっと立派に、議員活動で議員間の中傷をすることはないんです。みんなここで議論して、みんなでうまくやっっていこうという個々の施策なんです。あえてだれだれ議員、だれだれ議員、市長、そういう言葉じゃないんです。この中で、反対の理由の中でこういう、賛成の中でこういう、執行部はそれを執行していくという一つの手順でございますので、それは皆さんよく知ってみえるので、ここは本当に議場のいろんなことを執行し、議案提案権、また自治法改正によって、議員が条例を出したりすることが今度新しくできるんですね。その中で、今回たまたま出たんだけど、みんな気をつけてやりましょう。だけど、会派に戻っていろいろ調整したら、いやいや、やっぱり最終的には泥棒をやったら、警察へ行って、ごめんなさい。それでは許されませんね。そういうのも最高裁に出てるんです。そういうことも踏まえて、お互いに意見を言い合っやっていこうということでございますので、今回、私は懲罰委員会に出たことについて賛成をさせていただきます。

また、差別用語とか不快用語については、皆さん御存じのとおりでございますが、お互いに私生活においても、議員生活においても、委員会においても、議場の中においても、お互いに気をつける意味で、今回たまたま出たことについて、懲罰委員会の中でいろいろ決めて、みんな直していこう。今回は出たもんで、議場の中で賛成・反対をいって、皆さんで判断してもらおうということでございますので、どうかそういうことを踏まえて御議論をお願いしたいと思います。

自治法の 134条の中には議会の規律と品位ということが書いてございます。そのために品位を落としたり規律を落とすことになれば、懲罰委員会という条例がございますので、そこで、皆さんお互い自覚しながら、今後とも気をつける意味で、お互いのけじめということで、私は今回のこの委員会の出たことについて賛成させていただきます。以上です。

議長（藤橋礼治君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから堀孝正君に対する懲罰の件を採決します。

この採決は起立によって行います。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

9番（山田隆義君） この委員会の審議、議論につきまして、私は私なりの筋論を通してまい

る意味で、いろいろ意見を言うのは差し控えますが、採決には参加をすることを遠慮させていただきますので、退席をお許しいただきたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 本件に対する委員長の報告は、委員会起草による戒告文により、堀孝正君に戒告の懲罰を科すことです。本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立多数です。したがって、堀孝正君に戒告の懲罰を科すことは可決をされました。

堀孝正君の入場を求めます。

〔8番 堀孝正君 入場〕

議長（藤橋礼治君） 堀孝正君に申し上げます。

堀孝正君に戒告の懲罰を科すことは可決されました。

ただいまの議決に基づいて、これから堀孝正君に懲罰の宣告を行います。

堀孝正君に戒告の懲罰を科します。

これから戒告文を朗読します。

堀孝正君、議長席の前で起立することを命じます。

〔8番 堀孝正君 起立〕

議長（藤橋礼治君） 戒告文。議員 堀孝正君は、12月16日の会議において、一般質問と会派「改革」の会派代表質問の発言中、不穏当な言辞を用い、議会の品位を汚した。このことは、議員の職分にかんがみ、まことに残念である。

したがって、地方自治法第135条第1項第1号の規定により、戒告する。平成18年12月20日、瑞穂市議会。

これで、堀孝正君に対する懲罰の件は終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） ただいま、堀議員への懲罰の件が出たんですけれども、今後このようなことがないように、20人議員全員による調査特別委員会、このような言葉が出ないように懲罰の研究特別委員会を設置したいと思います。

議長（藤橋礼治君） 議事の都合によりましてしばらく休憩をとります。

休憩 午後0時03分

再開 午後1時34分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 3番 若園五朗君。

3番（若園五朗君） 先ほどの発言につきまして、取り消しいたします。以上です。

日程第25 発議第7号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（藤橋礼治君） それでは続きまして、日程第25、発議第7号法テラスの更なる体制整備・充実を求める意見書についてを議題といたします。

本案について、趣旨説明を求めます。

13番 山本訓男君。

13番（山本訓男君） 13番 山本訓男です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

自治法第99条の規定に基づく議案を別紙のとおり提出いたします。

この意見書は、棚瀬悦宏議員、広瀬時男議員の賛成をいただきまして、次の意見書を提出させていただきます。

以下、朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

法テラスの更なる体制整備・充実を求める意見書。

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援法が2004年に施行された。同法に基づき、日本司法支援センター（愛称・法テラス）が設立され、本年10月2日に全国で一斉に業務を開始した。

法テラスは、身近な司法実現への中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護関連事務を主な業務としている。業務開始の初日だけで全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどが伺える。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請に応える機関である。昨年及び本年に鳥取県、茨城県等で4回の試行を実施した結果からは、全国で相談件数が年間100万～120万件に達するとも予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれる。

よって、国においては、法テラスの体制をさらに充実させるため、次の措置を講じるよう強く求める。

記、1. 各地の地方事務所などで勤務するスタッフ弁護士が、法テラスの業務を開始した当初には全国で21人しか配置されていないため、早急に大幅増員すること。

2. 司法過疎対策を推進し、いわゆるゼロワン地域を早急に解消すること。

3. 高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。

4. 法テラスについて、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹

底を図ること。

5. 利用者の利便性をかんがみ、法テラスは日曜日も業務を行うこと。

6. 電子メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、皆様の慎重なる御審議をいただき、賛成いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、提出先として、衆議院議長 河野洋平様、参議院議長 扇千景様、内閣総理大臣 安倍晋三様、法務大臣 長勢甚遠様。

以上でございます。

追加といっはなんですけれども、去る12月18日の中日新聞の岐阜版に詳しく県下の状況が報道されておりますので、もしよろしかったら、この資料を後から配付したいと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（藤橋礼治君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第7号は、会議規則第37条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第7号法テラスの更なる体制整備・充実を求める意見書についてを採決します。

発議第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 起立全員です。したがって、発議第7号は可決されました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 浅野楔雄君。

4番（浅野楔雄君） 先ほど、一番重要な懲罰委員会の質疑、討論の中において、いわゆる不穏当な言葉をお使いになった方がお二人お見えになります。その不穏当な発言を削除していただくことを御提案申し上げます。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして暫時休憩をとります。

休憩 午後1時42分

再開 午後3時47分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 澤井幸一君。

18番（澤井幸一君） 18番 澤井でございます。

12月17日の会議において、発議第6号議員堀孝正君に対する懲罰動議があった際、質問者から、堀議員が発言した不穏当な言辞を何度も質問され、言うべきつもりはなかったんですが、つい私も発言してしまいました。会議規則第65条の規定によって、この部分を取り消していただきたいことを申し入れいたします。どうも本当に申しわけないと思います。

議長（藤橋礼治君） ただいま澤井君から、12月17日の会議における発言について、会議規則第65条の規定によって不穏当な部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。

したがって、澤井君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定をしました。

日程第26 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査

議長（藤橋礼治君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、地方自治法の一部改正に伴う委員会条例及び会議規則の見直しについて、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 4番 浅野楔雄君。

4 番（浅野楔雄君） ここでちょっと休憩を求めます。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして暫時休憩をとります。

休憩 午後 3 時51分

再開 午後 4 時53分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合によって延長します。

議事の都合により暫時休憩します。

休憩 午後 4 時54分

再開 午後 5 時38分

議長（藤橋礼治君） ただいまの出席議員数は20人であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

12月17日と20日の本会議において、議員堀孝正君の懲罰の件に関する発言中、議員 西岡一成君及び議員 熊谷祐子君は不穏当な言辞を用いたので、瑞穂市会議規則第80条の規定により、不穏当な発言の取り消しを命じ、会議録に掲載しないこととします。

これで本日の日程は全部終了しました。

閉会の宣告

議長（藤橋礼治君） 会議を閉じます。

平成18年第 4 回瑞穂市議会定例会を閉会します。大変御苦労さまでございました。

閉会 午後 5 時40分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成18年12月20日

瑞穂市議会 議長 藤橋礼治

議員 若園五郎

議員 浅野楔雄